

博物館収蔵資料デジタル化に係る事例調査等業務 仕様書

1. 業務名

博物館収蔵資料デジタル化に係る事例調査等業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

3. 業務の目的

札幌市では、「北、その自然と人」をテーマとする自然史博物館として、（仮称）札幌自然史博物館の整備推進に向け、平成27年度に「（仮称）札幌博物館基本計画（以下「基本計画」という。）」、平成31年度に「（仮称）札幌博物館展示・事業基本計画（以下「展示・事業基本計画」という。）」を策定し、当該構想実現のため、札幌市博物館活動センターを拠点に標本資料の収集・保存を行っている。

また、博物館法の改正により博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開が位置付けられたことから、今後デジタル化に関する検討を進めていく必要がある。

そこで、博物館資料のデジタル化における手法・期間・経費等を整理するとともに、デジタル資料の活用方法を検討するための情報を収集し、今後予定される（仮称）札幌自然史博物館の建設及び運営に資する情報を得ることを目的とする。

4. 業務内容

本業務においては、本市の現状や基本計画、展示・事業基本計画を踏まえ、履行すること。

(1) 博物館標本資料のデジタル化に係る調査

他都市（博物館）における標本資料のデジタル化に係る事例を調査し、手法・期間・経費・条件・課題等の情報を整理すること。なお、手法は2D/3D化を想定する。

また、札幌市博物館活動センター所蔵資料（約8万点）に基づいたデジタル化に係る費用試算を行うこと。なお、試算方法は当センターにおいて現地調査のうえ実施すること。対象標本は化石・植物・昆虫・動物を想定する。

(2) デジタル標本資料及びデジタル技術の利活用に関する調査

デジタル標本資料及びデジタル技術を活用した展示やイベントなどの普及・教育事業の事例を調査・分析をするとともに、自然史博物館における活用方法の提案をすること。

なお、「集客力に資する取り組み」「学校教育」「生涯学習（ウェルネス[※]）」の観点を踏まえて提案すること。

(3) 調査対象

上記(1)、(2)の調査対象は委託者と協議の上、受託者が本調査の対象とするのに相当と判断した国内外の自然史系博物館（5、6館程度）の事例を対象とする。

なお、(2)については、自然史系博物館に限らず有効と考えられる事例を対象とすること。

(4) 調査方法

Web、アンケート、ヒアリング等により調査すること。

(5) 報告書の作成

上述の調査・分析・整理の結果について、報告書を作成すること。報告書については、A4

※第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおいて定めているまちづくりの重要概念の一つ。

サイズを想定するが、事前に札幌市に相談すること。

(6) その他

① 打合せ

受託者は、業務の着手に当たり打合せを行い、また、業務中にも必要な協議を行い、目的達成に努めること。

② 資料等の収集

本業務の遂行上必要な資料、情報等は、原則として受託者が収集すること。ただし、本市が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料等は貸与する。

5. 成果品

受託者は、業務完了後速やかに成果品を納品すること。

(1) 業務完了届：1部

(2) 報告書：10部

(3) 成果物のデータ等を収めたCD-RまたはDVD-R等の電子媒体：1枚

※成果物のファイル形式は、提出前に札幌市に相談すること。

6. 成果品に係る著作権等の取り扱い

(1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

(4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7. 環境への配慮について

本業務においては、市の環境マネジメントシステム準じ負荷低減努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8. その他

(1) 業務上知り得た一切の事項について、外部に漏洩してはならない。

- (2) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。
- (3) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し指示を受けること。